相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県大和市上和田二八九六番地七、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　田島　清**瀬**

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

横浜市中区常盤町一丁目一番地　宮下ビル二階　高荒・輿石法律事務所

相続財産管理人　弁護士　高荒　敏明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍横浜市神奈川区上反町二丁目二四番地一一、最後の住所横浜市神奈川区上反町二丁目二四番地の一一　被相続人　亡　境　勝義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

横浜市中区不老町二―一一―一〇　L・S　ビルディング二階

相続財産管理人　弁護士　徳田　暁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県上伊那郡辰野町大字辰野一九三八番地二、最後の住所山梨県甲斐市志田一六六番地二三　被相続人　亡　金井　仁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

山梨県甲府市相生一丁目二〇番一三号

相続財産管理人　弁護士　石川　善一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県加茂郡坂祝町取組二九番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　吉田　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

事務所岐阜市美江寺町一丁目二七番地第一住宅ビル四階　大町法律事務所

相続財産管理人　弁護士　大町　亘

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県伊豆市小下田一〇〇三番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　鈴木　英機

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

静岡県沼津市三園町一三番四五号文化図書第三ビル二階東静法律事務所

相続財産管理人　弁護士　本多　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県日田市大字日高一六一九番地一、最後の住所名古屋市港区小須賀四丁目一〇〇三番地一エスポアシティー三〇三号　被相続人　亡　藤本　賢二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

名古屋市中区丸の内三―二―二九ヤガミビル五〇一号・六〇一号弁護士法人愛知総合法律事務所名古屋丸の内本部事務所

相続財産管理人　檀浦　康仁

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区則武新町三丁目八〇一番地、最後の住所愛知県名古屋市千種区神田町三―六浜田荘　被相続人　亡　安部　忝則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

愛知県名古屋市昭和区山手通五丁目三一番地二中京大学法科大学院五階中京市民法律事務所

相続財産管理人　弁護士　名越　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県名古屋市西区上名古屋四丁目一〇番、最後の住所愛知県名古屋市西区上名古屋四丁目一〇番二号　被相続人　亡　鈴木　次郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

愛知県名古屋市中区丸の内二―一七―一二丸の内エステートビル二〇三号

相続財産管理人　弁護士　木村　良夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市西八代町二七一番地六、最後の住所大阪府吹田市春日四丁目一二番二六号カルム桃山台　被相続人　亡　野間口けい

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

大阪市北区西天満二丁目三番九号オーク西天満ビル三階

相続財産管理人　弁護士　井上　賢

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市土手内二八四番地、最後の住所愛媛県松山市美沢一丁目一〇番三八号　被相続人　亡　堀川　宣夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

愛媛県松山市大手町一―一一―一愛媛新聞・愛媛電算ビル三階　弁護士法人たいよう松山事務所

相続財産管理人　弁護士　高桑　リエ

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県大川市大字向島四七九番地一、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　石橋喜代美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月六日

福岡県筑後市大字山ノ井三三〇番地一

相続財産管理人　伊藤　修一

第５期決算公告

平成26年2月6日　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

グラスゴーアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

貸借対照表の要旨

（平成25年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	―	流動負債	2,119
その他の資産	9	固定負債	―
流動資産	9	**負債合計**	**2,119**
固定資産	―	社員資本	△2,110
繰延資産	―	特定資本金	100
		優先資本金	―
		剰余金	△2,210
		当期未処理損失	2,210
		（うち当期純損失）	（339）
		純資産合計	**△2,110**
資産合計	**9**	**負債・純資産合計**	**9**

第５期決算公告

平成26年2月6日

東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号

ヒースローアセット特定目的会社

取締役　井出　清彦

貸借対照表の要旨

（平成25年７月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
科目	金額	科目	金額
特定資産	―	流動負債	2,001
その他の資産	9	固定負債	―
流動資産	9	**負債合計**	**2,001**
固定資産	―	社員資本	△1,992
繰延資産	―	特定資本金	100
		剰余金	△2,092
		当期未処理損失	2,092
		（うち当期純損失）	（339）
		純資産合計	**△1,992**
資産合計	**9**	**負債・純資産合計**	**9**